

上 田 勉

原子力損害賠償紛争解決センター 浪江町民 15,000 人の ADR 打ち切り 東電拒否で

「浪江町民（の7割）約 15,000 人が東京電力福島第一原発事故に伴う精神的損害賠償の増額を求め、原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てた裁判外紛争解決手続き（ADR）で、同センターは4月6日、和解仲介手続きを打ち切ったと発表した。センターによると、集団申し立てでの打ち切りとしては過去最大規模。協議は約5年に及んだが、センターが示した賠償額を一律に上乘せする和解案を東電が受け入れなかった。」

「町は、原発事故後、正確な情報が得られず、風向きの影響で高線量地域となった町内の津島地区に避難。町特有の被害だと訴えていた。

文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は中間指針で精神的損害賠償額を月10万円としたが、町は被害実態が反映されていないとして2013年5月、月額25万円の増額を申し立てた。これを受け、センターは2014年3月、5万円（75歳以上はさらに3万円）を上乘せする和解案を提示した。しかし、東電は「この和解案を認めると浪江町だけでなく広域的に影響を及ぼす」などとして拒否。センターは「（東電の姿勢は）理解し難い」と異例の批判も交えて和解案受け入れを促したが、折り合わなかった。」

原発事故 東電の和解拒否 加害者の意識まったくない 馬場 有（たもつ）浪江町長

「私達が原子力損害賠償紛争解決センターに仲介を申し立てた原点は、原発事故がいかにか長期にわたり、大きな被害をもたらすかを訴えることです。

長期広域避難、生業と地域コミュニティの喪失、家族の分断…。国の指針に基づく賠償は、そういう被害に見合わない。申し立ての目的は①賠償の増額を求めること、②被害実態を明らかにして社会に訴えること、③町民が一つになって行動して国の施策に影響を与えることの3つでした。この目的が成就しなかったのは非常に残念です。

私たちの思いは110ページの申立書に込められていますが、東電はこれを真摯に読んだのか。申し立てから5年、紛争解決センターの仲介案提示から4年、東電は「和解案を認めると、浪江町にだけでなく広域的に影響を及ぼす」「個別事情を判断して対応する」と私達の訴えに目をふさぎ続けて来ました。2月末までに846人も申立人が亡くなりました。東電には原発事故の原因者、加害者としての意識がひとかけらもないと言わざるを得ません。

東電は新潟県の柏崎刈羽原発再稼働をすすめるだけでなく、日本原子力発電の東海第二原発（茨城県）の再稼働への資金提供を表明しています。福島第一原発事故の原因究明もできていないのに、再稼働、他社の原発への経済支援など、とんでもないことです。自己への反省がまるでありません。国の対応もおかしい。原発依存の政策が抜けません。他の電源とのベストミックスだなんて違いますよ。原発の危険性を認識して、再生可能エネルギーに早く移行し、脱原発を進めるべきです。原発事故被害の深刻さを風化させてはならないと思います。」（「しんぶん赤旗」18年5月12日付け）

浪江町の現状（2017年3月31日 一部地域で避難指示解除）（18月2月末現在）

①居住者（帰還者）516人②福島県内の避難者14,016人③福島県外の避難者6,267人

【浪江駅前の商店街 避難指示が解除されても、人通りは今も変わらず】



【津波で182名が亡くなった慰霊碑—原発事故で津波の救助活動が1カ月中断—原発事故が無ければ救助されていた犠牲者もいた（浪江町請戸地区）】



*東京電力 原子力損害賠償紛争解決センターの和解を拒否

*東京電力 原発事故避難者に、賠償金の上積み1円も出さず

*一方で、東京電力と東北電力が、東海第二原発（茨城県）の再稼働に1,740億円の資金援助

*5年間で846人の申立人が死亡 東電は申立人の死亡（申立の取消し）を待っているのか